

クラス会等開催に対しての補助規定

1) クラス会・研究室OB会・地域分会の開催援助について

「日本大学満喜葉会会則 第4条2. その他の必要な事業」に基づき以下の補助を行う。

(援助基準)

- ① 援助は各会合ごとに、1年に1回(毎年4月1日より翌年3月31日までの間) とする。
- ② 各会合が完了していることとし、予定だけでは不可。*1
- ③ 各会合の出席者は10名以上とする。但し各卒業年度により人員の差が有るため、満喜会会長の承認を得ればこの限りではない。
- ④ 合同の会合については、2団体では20名以上の出席者を要する。

(援助内容)

- ① 各会合に対して一律10,000円を補助する。又通信費として5,000円を補助する。
- ② 合同クラス会、合同研究室OB会を開催する場合、会合費として20,000円、通信費として10,000円を補助し、これを上限とする。
- ③ 2つ以上の地域分会が合同で開催する場合、会合費補助として20,000円、通信費として10,000円を補助し、これを上限とする。

(申請手続き) *1

- ① 会合の開催後、次の事項を満喜葉会事務局までに、郵送又はメールにて所定の書式で申請する。(書式は事務局に用意、HPよりダウンロードも可)

* 会合名

* 開催日時及び場所

* 代表者

* 出席者数及び通知者数

* 招待の先生名・会合開催に関連した招待者名

* 出席者の名簿および報告書(400字前後)

* 開催時の集合写真2葉以上

(補助金の支払い)

- ① 各会合の開催申請書が事務局に届いた日より 1ヶ月以内に代表者の口座に振り込む。但し現金書留希望の場合は若干日数が掛かります。

(会合の報告義務)

- ① 本補助規定による補助を希望する場合申請書と共に会合の状況を記した報告書(任意形式)および集合写真を提出する。
- ② 提出された報告書および集合写真は満喜葉会報等に掲載致します。

(会合の種類)

- ◎クラス会：卒業年度別クラスの同級会
- ◎研究室OB会：現存の研究室、統合された研究室、名称変更の研究室等も可。
- ◎地域分会：満喜葉会事務局に登録されている地域分会。

- 2) 援助規定で明記されていない項目については、満喜葉会会長が他役員の意見を調整した上で決定する。